

教示

公共下水道使用料

農業集落排水処理施設使用料 の不服申し立てについて

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、野木町長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、野木町を被告として（訴訟において野木町を代表する者は野木町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。